

「プラットフォームの形成に向けて」



国立国際美術館館長
建島 哲

障害者アートについては、その概念の規定の仕方について、また障害者アートという言葉自体が適切かどうかについて、立場によって見解の分かれるところではあるが、厳密さを求めると議論が入口で留まってしまふことになり、この提言ではあえてその問題には踏み込まないことにする。

障害者アートの推進について、まず問題となるのは、それが優れたアートを振興するためのものであるのか、それも社会福祉の一環であるのかということである。前者の目的に立てば、障害者の作品をそのクオリティーによって選別しなければならず、障害者方々の生き甲斐や経済的自立という後者の目的と、一見齟齬をきたすように思えなくはない。だが本懇談会での討議の過程で私自身が認識するようになったのは、両者の目的は必ずしも対立しているわけではなく、障害者のための施設や教育現場の問題としてはむしろ相互に密接に関わり合っているという現実である。

障害者のアートには、アートとして特筆すべき評価を持つものが数多く見られるが、そのすべてが優れているわけではないのも確かである。そこに単純に優劣の判断を持ち込むことには慎重でなければならないにしても、優れたものを何らかの方法で顕彰することは、障害者の方々のアートに対する取り組みを奨励し、また一般の社会に障害者アートに対する関心を喚起するためにも大きな意味を有するようになる。いささか楽観的に過ぎる考えかもしれないが、スポーツの振興の場合と同様に、頂点が高ければ其れだけ裾野も広がるということがあるのではないか。

具体的な方法として、すぐに着手が可能なのは、シンポジウムや出版物を通じた障害者アートの啓蒙的な紹介である。懇談会の席上では、アメリカでは障害者アートの画廊やコレクターが存在しているという事実が紹介されたが、商業主義に直結することの弊害は警戒されなければならないにしても、一過性の話題に終わらせないためには、マーケットの存在も重要な要素であり、そうした面でのシステムのあり方についても、実情に詳しい専門家たちによる検討が求められる。

行政的な課題として急がれるのは、各地の施設や学校での、あるいは家庭レベルでの個別の障害者アートへの取り組みの情報を収集し、相互的な連携をはかる機会を提供することである。そのためにも文科省と厚労省の連携は望ましい体制である。すでにある程度のリサーチを進めてきている専門的な研究者たちに、より系統的な全国のリサーチする(可能なら海外での取り組み方をも含めて)ための便宜を提供し、その成果に立って、恒常的な連携のためのシステムを検討することを提唱したい。

障害者自身の活動については、従来もなされてきた集団的なワークショップに、健常者のアーティストとの共同制作にまで拡大するなどの新しい工夫を凝らし、またそのプロセスを一般に公開するといったことが考えられる。

作品の収集保存や公開展示をどうするかということも重要な課題である。すでに先駆的な試みをしている美術館のキュレーターに、先に述べてシンポジウムや出版物で経験に基づく発表をしてもらい、現実に可能な方法や問題点を明らかにして、幅広い取り組みを促すような気運を醸成することが考えられる。

いずれにしても現状把握と情報の公開、関係者の交流の機会の提供といった地道な作業を優先し、理念の問題はその後に議論する方が、障害者アートの振興に関してはより生産的であると思われる。

「未来のアーティストのために」



(前杉並区立済美養護学校長)
都立立川ろう学校長
根本 友己

私の委員としての立場は、池坊副大臣が済美養護学校を視察したおりに、児童の絵画作品をご覧になられて、その魅力を感じられたことから、この委員会にご指名いただいた。図工・美術に関しては門外漢であるが、済美養護学校の子どもたちの図工・美術に関する学習の様子をお知らせしたり、またこの委員会で得られた知見を学校現場に返している役割としてお引き受けした次第である。

そうした立場で今回障害者アートを推進するために、私見として提言する。

1 特別支援学校、学級等での図工・美術の充実を図る。

特別支援学校、学級に在籍する子どもたちは、表現することが基本的に好きである。それを強め、自らの喜びのために、表現し続けることは子どもの生きがいにも、生きる力にもつながる。その機会をつくるひとつが、学校での指導、支援である。子どもたちが十分活動できる諸条件の整備を検討し提供していく。

2 特別支援学校、学級の児童生徒たちの作品の展示の機会を拡充する。

いままでも、関係機関において、展示の機会はおもたれてきているが、その実際を評価し、さらに、一般的にその魅力を伝えられるあり方を探り、実施していく。

3 特別支援学校、学級の担任等を対象に広く障害者アートに関して理解し、研修する機会を設定する。

日々、子どもたちに接し、指導、支援している教職員、関係者が、その障害者アートを理解し、子どもたちの支援の向上に資する。

4 学校の活動に専門家や芸術を学ぶ学生の参加を促し、共同制作をする。

特別支援教育における芸術活動の充実のみならず、そうした作品を公開することで、障害者アートに関して社会の関心を喚起し、推進に寄与できる。